

(議長)

会議を再開致します。

これより令和8年度各会計予算以外の関連議案について討論、採決を行います。

日程第2、議案第17号、江差町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、討論・採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第17号、江差町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって議案第17号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第3、議案第18号、江差町地方卸売市場設置条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第18号、江差町地方卸売市場設置条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって議案第18号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第4、議案第19号、江差町マリーナ施設条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第19号、江差港マリーナ施設条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって議案第19号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第5、議案第20号、繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第20号、繁次郎の里簡易宿泊施設設置条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって議案第20号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第6、議案第21号、財産の減額貸付について、討論・採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第21号、財産の減額貸付について、原案に賛成の方を、の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって議案第21号については、原案の通り可決されました。

(議長)

ちょっと、暫時休憩致します。

休憩 14 : 44

再開 14 : 45

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

ここで、少しお時間を頂ければと思います。

15年前の平成23年3月11日、東日本大震災が発生致しました。災害により尊い命を亡くされた方々に対し、謹んで哀悼の意を表します。

震災から15年という節目を迎えますが、私達はこの大きな犠牲と教訓を忘れてはなりません。犠牲者の皆様のご冥福と被災地の更なる復興を祈念し、地震が発生した午後2時46分に合わせて、ここにおられる皆様と共に、1分間の黙祷を捧げたいと存じますので、よろしくお願い致します。

(事務局長)

それでは皆様、ご起立をお願い致します。

(事務局長)

黙祷。

中断 14 : 46

再開 14 : 47

(事務局長)

お直り下さい。ご着席して下さい。

(議長)

黙祷を終了致します。皆様ありがとうございました。

(議長)

日程第7、議案第22号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度から令和12年度）のせい、策定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(町長)

議長。

(議長)

町長。

(町長)

議案第22号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度から令和12年度）の策定についてでございます。

現行の江差町過疎地域持続的発展市町村計画の計画期間が、令和8年3月31日に終了するため、新たに令和8年度から令和12年度までを計画期間とする、江差町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(まちづくり推進課長)

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長)

えーそれでは、あー議案第22号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、補足説明をさせていただきます。議案書は100、101ページ、えー計画案につきましては定例会資料41ページ以降、資料17となっております。そちらをご覧頂ければと思います。

えー過疎地域持続的発展市町村計画は、あー令和3年4月施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、えー地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標、計画期間、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項等について定めるものでございます。

えっ過疎地域に指定された市町村が計画を策定した場合、えー計画書に登載された事業につきましては、地方交付税措置70%と有利な過疎対策事業債を発行する事が、事が出来る事となっております。江差町につきましては、あー平成9年に過疎地域に指定されて以来、計画を策定し、過疎対策事業債を活用して様々な事業を行ってきたところです。

えっ現行の計画が、令和7年度で終了致しますことから、令和8年度からの5カ年のき、えー期間の計画として策定するものでございまして、えーこの度、北海道とのきよ、事前協議が、正式協議が整いましたので議会の議決をお願いするものでございます。

えー計画書の内容、具体的なものにつきましては割愛をさせていただきますが、区分ごとに計画と致しまして具体的な事業が掲載をされております。現時点で過疎対策事業債を充当することが想定される事業と言う事でそう、えー登載をしているところでございますが、今後新たな事業が出てきましたら、都度必要に応、必要に応じて事業の追加をして行く事となりますので、えーその際には改めて議会の、議会の議決をお願いすることとなりますので、よろしくお願い致します。

補足説明は以上となります。ご審議方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第22号、江差町過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度から令和12年度）のさ、策定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって議案第22号については、原案の通り可決されました。

(議長)

これにより、令和8年度各会計予算の討論・採決を行います。

日程第8、議案第7号、令和8年度江差町一般会計予算について、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(田畑議員)

はい。

(議長)

田畑議員。

(田畑議員)

令和8年度の予算執行予定案に反対し、反対する立場で意見を言います。多数の血税の垂れ流し予算案の愚行に反対致します。

愚行その1。未だに自分のミス事案、コミュニティプラザエコーの防火施設の件、文化会館の移動椅子のメンテナンス料の件、弁償代は未だに払っていないどころか、100%非の無い町民は、そのお金を払わされている。まさに苛斂誅求の、これはもはや断末魔状態だと私は思います。

愚行その2。1年間で1千万以上の血税をとうして、投資している、日本で最も美しい

村連合加盟事業の費用対効果は、ほぼゼロに近い愚行事業だと思います。令和8年度もその愚行を中止する気は微塵も無く、言葉が出ません。あえて言えば、馬と鹿だと思います。

愚行その3。クマ問題事業予算案は全て、国・道の横並び予算案だと思います。未だに行政は、ゾーンと棲み分けの、この2文字のオンパレードでございます。しかし、肝心要のクマには熊耳東風です。今後のクマ対策費を、田畑提案のクマ条例案創造に充てること、そうすれば電光石火の如く、クマ問題は早期に解決するものと思っております。

愚行その3。照井町長の町運営の大黒柱の一つであります、不幸ゼロの町は、詐欺行為に当たると思います。何故ならば、町民に全く必要性の無い町長公用車の支払いをし、やっている、これも言葉が出ません。令和8年3月で町長公用車、トヨタ・アルファードを廃止することが、照井町長の去り際の美学と思います。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

(議長)

その他、反対討論ありますか。

(事務局長)

違います。

(議長)

はっ。

(事務局長)

違います。

(議長)

あ、すいません。

え一次に原案に賛成の方の発言を許します。

(議長)

大門議員。

「大門議員」

令和8年度江差町一般会計予算について、賛成の立場から討論致します。

本予算は、改選期に当たることから、必要最小限の事業を中心とした骨格予算として編成されております。子育て支援、高齢者福祉、医療、防災、教育と言った町民の皆さんの暮らしを支える分野については、これまで通り大切に守られており、安心して生活を続けて行くための基盤をしっかりと確保されているものと受け止めております。

その上で、新しい道の駅の建設については、様々なご意見が有る事を私自身も十分承知

しております。本当に必要なのか、今やるべきなのか、将来の負担にはならないのか、こうした声は、町の将来を真剣に考えているからこそ出て来るものであり、決して軽く扱うべきものではありません。

しかし、同時に私達は、もう一つの視点を持つ必要が有るのではないのでしょうか。それは、もし何も手を打たなかった場合、この町はどうなるのかという視点であります。江差町では、観光客が夏に集中し、冬になると人の流れが減ってしまうという課題を長年抱えてきました。今回計画されている道の駅には、屋内で子どもが遊べるスペースが設けられる予定であり、天候や季節に左右されず、家族連れが1年を通して訪れ、訪れ易い施設となることが期待されています。子どもが遊べ、楽しめる場所があれば、親も安心して足を運びます。人が訪れ、滞在時間が延びれば、食事や買い物の機会が生まれ、町の中でお金が回ります。それは結果として、地元で働く人や事業者を支え、地域の活力にも繋がって行くものと考えられます。

もちろん、道の駅だけで町の全ての課題が解決する訳ではありません。しかし、人が集まり、町を知って貰うきっかけがなければ、新しい可能性も生まれにくいのではないのでしょうか。人口減少が続く中、何も手を打たなければ、町は少しずつ活力を失って行きます。将来の世代に残すべきものは、負担を避けた結果としての静かな衰退なのか、それとも人が訪れ、係わり続けられる町の姿なのか。私達は今、その選択を問われているのだと思います。

町民の暮らしを守ること、そして江差町の未来に繋がる一步を踏み出すこと、その両方を見据えた今回の予算であると受け止め、私は本予算案に賛成するものであります。

町の未来の責任を持つ議会として、今ここで前に進む決断をするべきであります。議員各位のご理解とご賛同を心よりお願い申し上げます、私の賛成討論を終わります。

(拍手あり。)

(議長)

他な、他に討論希望ございますか。

(「なし」の声)

(議長)

討論無しと認め、採決に移ります。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、令和8年度江差町一般会計予算について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立、多数であります。

よって議案第7号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第9、議案第8号、令和8年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、討論・採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第8号、令和8年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって議案第8号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第10、議案第9号、令和8年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、討論・採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第9号、令和8年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって議案第9号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第1、11、議案第10号、令和8年度江差町介護保険特別会計予算について、討論・採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第10号、令和8年度江差町介護保険特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって議案第10号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第12、議案第11号、令和8年度江差町公設地方、地方卸売市場事業特別会計予算について、討論・採決を行い、行います。

お諮りします。討論については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第11号、令和8年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって議案第11号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第13、議案第12号、令和8年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、討論・採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第12号、令和8年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって議案第12号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第14、議案第13号、令和8年度江差町奨学金特別会計予算について、討論しよう、討論・採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第13号、令和8年度江差町奨学金特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって議案第13号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第15、議案第14号、令和8年度江差町水道事業会計予算について、討論・採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第14号、令和8年度江差町水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって議案第14号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第16、議案第15号、令和8年度江差町公共下水道事業会計予算について、討論・採決を行います。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第15号、令和8年度江差町公共下水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって議案第15号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第17、議案第16号、江差町財政調整基金の処分について、討論・採決を行い、します。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第16号、江差町財政調整基金の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって議案第16号については、原案の通り可決されました。